

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年9月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	城池地区	平成18年3月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	城池地区	平成19年2月23日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	東山崎地区	平成19年3月8日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	明神股地区	平成19年2月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	赤尾地区	平成19年2月15日
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	古出井地区	平成19年1月26日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	古水地区	平成19年2月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	上成合地区	平成17年3月30日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	太田井地区	平成17年3月30日
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	鈴木1号地区	平成18年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	鈴木2号地区	平成18年3月10日